

## 外形標準課税に関するQ & A

平成17年2月  
新潟県総務部税務課

この Q & A は、納税者から寄せられた質問を中心に作成しています。

【 参 照 条 文 】

本文中の参照条文等は、次のとおり略号により表示しています。

地方税法	．．．．．	「法」
地方税法附則	．．．．．	「法附則」
地方税法施行令	．．．．．	「令」
地方税法施行規則	．．．．．	「規」
総務省取扱通知	．．．．．	「取扱通知」

(「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」「事業税分」)

条文番号は、下記のように省略して表示しています。

(例) 地方税法第 7 2 条の 1 5 第 1 項第 1 号

．．．．． 「法 7 2 の 1 5 」

## 目 次

### 外形全般

- Q 1 海外子会社（別会社）がある場合、付加価値割・資本割・所得割の計算上の留意点について
- Q 2 付加価値割の計算に対して、付加価値額は一般管理費の他、工事原価（完成）も含まれますか。

### 報酬給与額

- Q 1 歩合外務員に支払う報酬は、報酬給与額に含まれるでしょうか。
- Q 2 厚生年金基金(総合型)の掛金について
- Q 3 海外子会社に出向している者に対する在宅手当は報酬給与額に含めますか。
- Q 4 厚生年金基金掛金のうち、報酬給与額に含まれる金額について
- Q 5 出向者の人件費負担額のうち、各社(親会社A・子会社B・孫会社C)の報酬給与額に含める金額はどうなりますか。
- Q 6 出向社員の給与で、当社負担分の法定福利費は報酬給与額に含まれますか。
- Q 7 出向者の給与負担金における通勤手当の取扱いについて
- Q 8 出向者の退職金の取扱いについて
- Q 9 社内工事の社員の給与について
- Q 10 確定給付年金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う移管額及び積立不足の拠出額の取扱いについて
- Q 11 退職金を報酬給与額に含める場合、所得税法上課税されるものとは退職所得の控除額を除いた金額になるのか、それとも支払った金額になるのか。
- Q 12 当社で報酬として支払う金額のうち、定期健診時の助勤医師報酬やレントゲン技師報酬は報酬給与額となりますか。
- Q 13 建設業を営む法人がJV（共同企業体）に自社職員を出向させている場合の報酬給与額の取扱いについて

### 純支払利子

- Q 1 「預り保証金」の取扱いについて
- Q 2 債権(売掛債権、受取債権)の流動化のために、債権を売却した場合に発生する売却損は支払利子に該当しますか。
- Q 3 金銭貸付を行っていたが、子会社B法人の利息を免除し、寄付金として計上した場合「免除した利子」は受取利子、「免除された利子」は支払利子に計上するのでしょうか。
- Q 4 キャップ取引について
- Q 5 損害保険契約における配当金について
- Q 6 遅延利息の取扱いについて

### 純支払賃借料

- Q 1 建設業を営む傍ら、賃貸マンション・賃貸駐車場（立体駐車場）を経営している場合。
- Q 2 従業員が1月以上の出張で旅館等を利用した場合の宿泊料は支払賃借料となるか。(食事代との区分は)
- Q 3 A法人が駐車場のためにBから土地を賃借おり、その土地の上の「アスファルト敷とフェンス」がC法人の償却資産の場合。
- Q 4 製造した製品を運送業者に委託して倉庫で保管管理してもらっている場合、保管料は対象になりますか。

## 単年度損益

Q 1 単年度損益が欠損の時、欠損金額が収益配分額を上回った場合。

## 資本割

Q 1 資本金の金額の算定について、資本金のうち普通株式と配当優先株式に分かれている場合。

## 申告

Q 1 外形対象法人の解散後の申告について

Q 2 新潟県における徴収猶予の適用要件はどのようなものですか。

Q 3 外形標準課税の対象となる法人は、住民税(法人県民税)の中間申告もあわせて必ず行う必要がありますか？

## 外形全般

**Q 1** 海外子会社（別会社）がある場合の付加価値割・資本割・所得割の計算上の留意点について

海外子会社と以下の取引がある場合、付加価値割・資本割・所得割等計算する場合に、特に注意すべき点がありますか。

当社 A		海外子会社 B
・資本金等 3億円	→	出資比率51% → 2億円
・従業者600人	→	出向 → 50人(内出向者4人)
・出向者に係る国内手当支給		

**A** 以下の点にご留意ください。

\*資本割

・持株会社特例に該当するか検討が必要。

1 海外子会社 B の株式（又は出資）総数の50/100を超える株式（又は出資）を保有する。

2 上記 1 の価格が当社 A の総資産の帳簿価格の金額の50/100を超えていること。  
(法72条の21、令20の2の19・20、取扱通知4の6の4～4の6の8)

\*付加価値割

・国内手当(所得税法で非課税分除く) (取扱通知4の2の8)

・出向者(給与は実質的負担者等) (取扱通知4の2の14)

\*所得割

現行どおり

**Q 2** 付加価値割の計算に対して、付加価値額は一般管理費の他、工事原価（完成）も含まれますか。

**A** 各事業年度の報酬給与額、支払利子、支払賃借料、原則として、法人が支払う給与、利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものに限るものであるが、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産に係るものについては、損金算入される事業年度ではなく、法人が支払う事業年度に計上することとされています。(取扱通知4の1の2)

したがって、付加価値額を計算する際には、一般管理費の他、工事原価（完成）も含まれます。

また、資産計上されるものについては、法人が支払う事業年度に計上することとされています。

## 報酬給与額

**Q1** 歩合外務員に支払う報酬は、報酬給与額に含まれるでしょうか。  
歩合外務員報酬は事業所得に該当いたしますが、原則、事業所得等は報酬給与額に含まれないことになっております。  
歩合外務員報酬は、所得税上、事業所得に分類されますが、労務提供の対価すなわち給与としての性質が認められると考えられますので、報酬給与額に含めるべきと考えております。

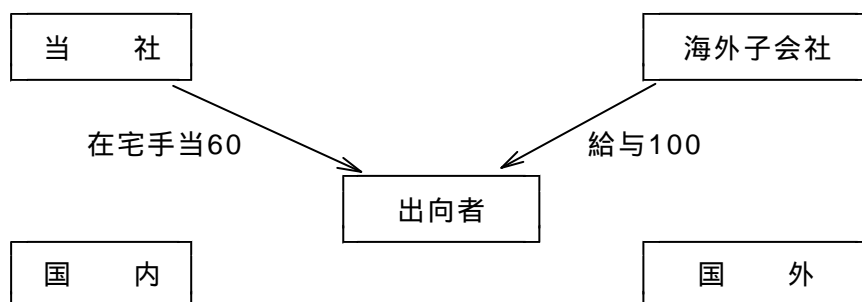
**A** 報酬給与額には、所得税において給与所得又は退職所得とされるものが含まれ、所得税において非課税所得、事業所得、一時所得とされるものは含まれません。(取扱通知4の2の3)  
したがって、歩合外務員に対する報酬について、所得税において事業所得とされるものであれば報酬給与額に含まれません。

**Q2** 厚生年金基金の掛金で報酬給与額の対象は、事業主として負担する掛金等で行部分を除くものとする扱いですが、当社は総合型厚生年金基金に加入しております。  
・総合型について特別な取扱いがあるのでしょうか？  
(関係同業会社100社以上加入)  
単独型・・・規定どおり  
総合型・・・掛金全額対象外？(計算が煩雑なため)

**A** 厚生年金基金には「総合型」「単独型」「連合型」の3つの設立形態がありますが、それぞれについての特別な取扱いは現在ありません。  
したがって、厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の事業主として負担する掛金等(いわゆる厚生年金代行部分を除く)となります。(取扱通知4の2の9(6))

**Q3** 海外子会社に出向している者に対する在宅手当(出向元での賃金の60%)は報酬給与額に含めますか。

**A** 設問の「在宅手当」は、海外生活に伴う生活費の増加をカバーするために支給される国外勤務者の「在勤手当」と考えられることから、それによって国内で勤務した場合と比較して利益を受けない所得税で非課税とされる部分については、報酬給与額には含めないこととなります。  
(令20の2の2、所得税法令22)



**Q4** 厚生年金基金掛金のうち、報酬給与額に含まれる金額について

【厚生年金基金納付書・領収証書】の項目

年金掛金	3,220,000
内訳 (基本掛金)	2,415,000
(加算掛金)	805,000
特別掛金	805,000
事務費掛金	402,500
福利施設掛金	402,500
計	4,830,000

上記のうち、報酬給与額に含まれる金額は

$$805,000 + 805,000 + 402,500 + 402,500 = 2,415,000 \text{ となります。}$$

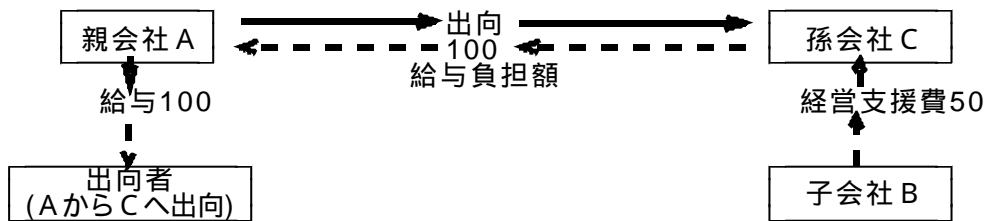
**A** 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の事業主として負担する掛金等(いわゆる厚生年金代行部分を除く)となります。

なお、事務費掛金・福利施設掛金は含めないこととされています。

よって  $805,000 + 805,000 = 1,610,000$  となります。

(取扱通知4の2の9(6)、取扱通知4の2の12)

**Q5** 出向者の人件費負担額のうち、各社(親会社 A・子会社 B・孫会社 C)の報酬給与額に含める金額はどうなりますか。(詳細下記)



子会社 B の経営支援費50は寄付金限度超過額として損金不算入となっています。

**A** 出向があった場合の報酬給与額の取扱いですが、出向者の給与(退職給与その他これに類するものは除きます。)については、給与の実質的負担者の報酬給与額にするとされています。

また、原則として法人税の所得計算上損金の額に算入されるものとされています。  
(取扱通知4の1の2、4の2の14) したがって

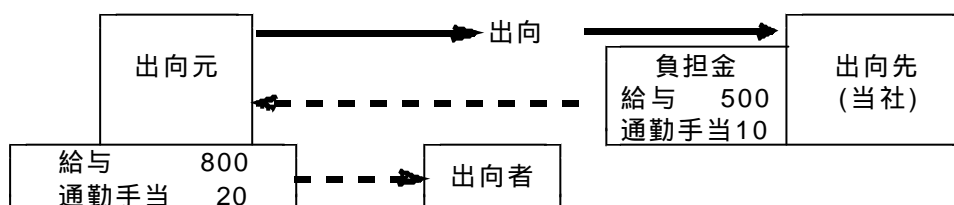
親会社 A	0
子会社 B	0
孫会社 C	100

となります。

**Q6** 当社では、出向社員の給与は、正社員と同様に当社給与規則にしたがって計算した額を、分担金(法定福利費を含む)として出向元に支払い、出向元から支払われます。つきましては、当社負担分の法定福利費は報酬給与額に含まれますか。  
 法定福利費 = 健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険・労働者災害補償保険・船員保険の保険料、児童手当拠出金、障害者雇用納付金、法定補償。

**A** 法定福利費は、社会政策の観点から、その拠出が法令で義務付けられているものであり、強制的な公的負担であるという点で、任意に拠出される給与や確定給付企業年金の掛金等とは性格が異なることから、報酬給与額とはなりません。  
 したがって、出向者の負担金も同様の考え方から報酬給与額とはしません。  
 (取扱通知4の2の14(3))

**Q7** 出向者の給与負担金における通勤手当取扱について  
 当社は出向者を受け入れており、当社給与規定の70%を出向元に給与負担金として出向元法人に支払っており、その際、通勤手当も計上しています。(法人税・損金)  
 また、出向者へは出向元法人から給与及び通勤手当が支払われています。なお、通勤手当はいずれも所得税法上の非課税限度額内です。  
 この場合、通勤手当は出向先(当社)でも報酬給与額から除しても良いのでしょうか。



**A** 通勤手当は所得税において非課税とされる額は報酬給与額に含めないこととされて、出向者の給与は実質的負担者の報酬給与額とすることとされています。(令20の2の3、取扱通知4の2の8)  
 よって、上記の事例の場合は、出向元・出向先(当社)ともに通勤手当は非課税限度内であることから、報酬給与額から除外することとなります。  
 したがって、各社の報酬給与額は、出向先(当社) 500、出向元300となります。

## Q8 出向者の退職金の取扱いについて

当社は、出向者が出向元に帰任する際、当社規定に基づく退職金を一括して出向元に支払っており、出向元は該当者が出向元を実際に退職する際に、出向元規定に基づく退職金を該当者に支払うこととなっています。

法人税の申告では、出向者が出向中は当社規定に基づく退職引当金を毎期計上しており、申告書ではその額を毎期加算し、帰任年度で出向元への支払額を減算し申告します。(退職引当累計額 = 出向元支払額)

帰任年度(支払年度)の報酬給与額の算定はどうするのでしょうか。

**A** 出向者の退職給与その他これに類するものについては、形式的支払者の報酬給与額とすることとされています。(取扱通知4の2の14(3))

よって、上記の場合を含めないこととなります。一方、実際に出向者に退職給与を支払う事業年度において、当該退職給与が出向元法人の報酬給与額となることとなります。

## Q9 社内工事の社員の給与について

当社は、社員が社内設備等の製作を行っており、給与等を含めた金額を資産計上し、減価償却しています。

その場合の給与は報酬給与額に含めるのでしょうか。

**A** 報酬給与額を計上する事業年度は、原則として、報酬給与額が法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度とされています。(法72の15)

しかしながら、設備のような有形固定資産については、法人税の所得の計算上、費用は仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上され、完成して事業のように供されることとなった後、償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額が損金の額に算入されることとなりますので、製作途中に支払った給与等のうち、どの部分が減価償却費を計上する事業年度の損金に算入されているかを把握することは困難です。

このため、減価償却される有形固定資産については、各事業年度において支払われ、資産計上される事業年度の報酬給与額とすることとされています。

(取扱通知4の1の2)

## Q10 確定給付年金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う移管額及び積立不足の拠出額の取扱いについて

過去分の移管額

年金資産 (生保等より) 100	H16/11月	100	一括移管
積立不足額(会社より) 200	H17/03月	50	4年分割拠出
	H18/03月	50	
	H19/03月	50	
	H20/03月	50	

**A** 一括移管額は、別年金制度へ移管することに伴い積立金を移管するに過ぎないものであり、新規に掛金等を拠出していないので報酬給与額の対象に含まれません。

(令20の2の4、取扱通知4の2の11(6))

積立不足による拠出額は、毎期に定められた額を拠出する通常の掛金と同様に報酬給与額となります。(令20の2の4)

**Q11** 退職金を報酬給与額に含める場合、所得税法上課税されるものとは退職所得の控除額を除いた金額になるのか、それとも支払った金額になるのか。

**A** 報酬給与額には、所得税において給与所得又は退職所得とされるものが含まれ、所得税において非課税所得、事業所得、一時所得とされるものは含まれません。(取扱通知4の2の3)  
したがって、退職金については、所得税において退職所得とされるものとされ、「退職所得の控除前の金額」が対象とされます。

**Q12** 当社で報酬として支払う金額のうち、定期健診時の助勤医師報酬やレントゲン技師報酬は報酬給与額となりますか。

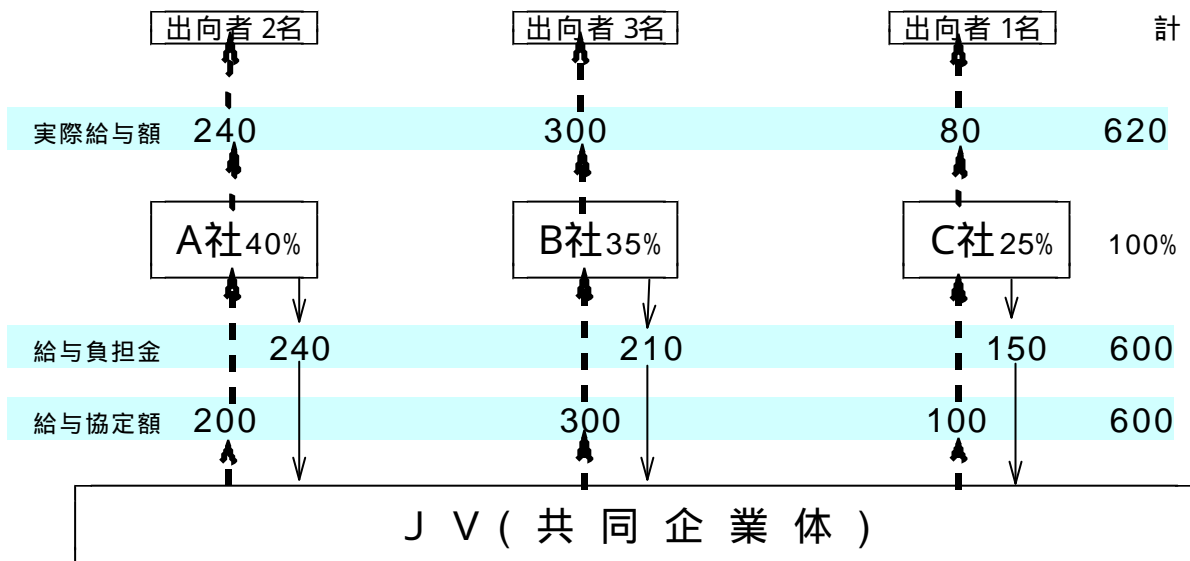
**A** 報酬給与額には、所得税において給与所得又は退職所得とされるものが含まれ、所得税において非課税所得、事業所得、一時所得とされるものは含まれません。(取扱通知4の2の3)  
助勤医師報酬やレントゲン技師報酬が、所得税において給与所得とされる場合は報酬給与額とされ、所得税法において事業所得とされる場合は報酬給与額には含まれません。

**Q13** 建設業を営む法人ですが、当社の社員をJV(共同企業体)に出向させています。JVでは給与協定を定めていますが、実際に支払った給与額と差がある場合の報酬給与額の算定はどのようになりますか。

**A** JV(共同企業体)に係る報酬給与額は、原則としてその分配割合に基づき各組合員に分配された額です。(取扱通知4の1の4)

ただし、設問のようにJVに社員を出向させる際に給与協定が締結されている場合において、給与として実際に支払った額と給与協定額に差額が生じる場合には、報酬給与額にその差額を加減算することになります。(取扱通知4の2の16)

(例) 給与協定は1人当たり「100」とする。



・上記を図にして算出する。

	A社	B社	C社	計
分配割合	40%	35%	25%	100%
出向者	2人	3人	1人	6人
JVでの給与協定額 (@100) ×	200	300	100	600
分配割合による給与負担金 計(600) ×	240	210	150	600
実際に支払った給与額	240	300	80	620
<b>報酬給与額</b> - = 増差額 +	280	210	130	620

## 純支払利子

**Q 1** 当社は営業政策上、債権保全の観点から得意先より「預り保証金」を預かり、年1回利息を付けております。「支払利息～保証金利息」として経理しており、多額に上ります。

上記の支払利息が支払利子の範囲に含まれるか否か。

また、反対に仕入先には「差入保証金」を担保として差し入れており、この場合は受取利子に含まれるか否か。

**A** 上記の保証金は、「営業保証金に準ずる預かり金の利息又は預け金の利息」と解されますので、支払利子及び受取利子に含まれます。  
(取扱通知4の3の1(7)、4の3の2(5))

**Q 2** 債権(売掛債権、受取債権)の流動化を実施しています。債権を売却した場合に発生する売却損は支払利子に該当しますか。

【仕 訳】

売掛金	1000	売 上	1000
-----	------	-----	------

当 座	990	売掛金	1000
売掛債権譲渡損	10		

**A** 売掛債権譲渡損は、資産の譲渡に基づき発生するものであり、負債に係る利子とはいえないので支払利子に含めません。

なお、金銭債権をその債権金額と異なる金額で取得した場合において、その差額が「金利の調整」によるものと認められるときは、受取利子に算入されます。(取扱通知4の3の11)

**Q 3** A法人が、子会社B法人に下記の金銭貸付を行っていたが、子会社B法人の経営が悪化したため、利息を免除し、寄付金として計上した場合「免除した利子」は受取利子、「免除された利子」は支払利子に計上するのでしょうか。

【例】

- ・貸付金 10,000,000円
- ・年 利 5%
- ・利 子 500,000円 債務免除

A法人

- ・寄付金 500,000円とし損金不算入の計算を行うのみ。

B法人

- ・(借方) 支払利息 500,000円 (貸方) 受贈益 500,000円で計上。

**A** 上記の場合、いずれも純支払利子の受取利子及び支払利子には当たらない。

A法人の場合、寄付金としているので受取利子の概念はない。

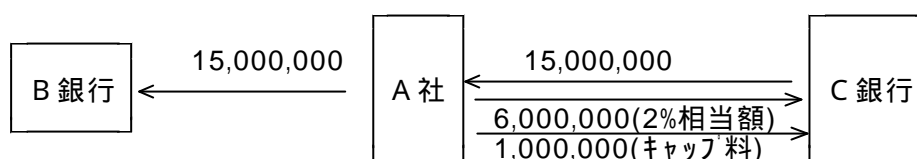
B法人の場合、実際に支払っておらず、受贈益と相殺されるので支払利子とはしない。

## Q 4 キャップ取引について

- 1 キャップ取引でキャップの購入者が支払うキャップ料は支払利子・売却者が受取るキャップ料は受取利子にそれぞれ該当するか。
- 2 キャップ取引で上限金利を超えた場合にキャップの購入者がキャップの売却者から受取る決済代金は、受取利子・売却者が支払う決済金額は支払利子に該当するか。
- 3 純支払利子の計算上、キャップ料や決済金額を加減算した後の額となるか。

【例】A社の場合

- ・ B銀行から借入 3億円(変動金利) 5年
  - ・ C銀行とキャップ取引 ・ 上限金利 2%
  - ・ キャップ料 5百万円(5年分割払い)
- 金利が5%となった場合(支払利息15,000,000)



キャップ取引では変動金利が上限金利を上回った分に相当する金額を、C銀行から受け取ることができます。

キャップ取引とは変動金利債務の金利上昇リスクの回避を目的とした取引です。

**A** キャップ取引は法人税法第61条の6に該当するので、取扱通知4-3-3の規定により、キャップ料等を加減算した後の金額が純支払利子となる。よって各社の純支払利子は以下となる。

単位：万円

	支払利子	-	受取利子	=	純支払利子
A社	1500+600 +100	-	1500	=	700
C銀行	1500	-	600+100	=	800

## Q 5 損害保険契約における配当金について

当社は損害保険(火災)に加入しており、配当通知による下記の配当額が受取利子に該当しますか。

利用分量配当金 75,000

出資配当金 5,000(源泉後4,000)

なお、79,000( + )は出資金に充当された。

**A** 損害保険契約で受取利子とするものは、損害保険契約のうち保険期間の満了後、満期返戻金を支払う旨の特約がされているもの(共済契約で当該保険に順ずる者を含む。)に係る据置配当の額及び未収の契約者配当の額に付されている利息相当額とされています。

(取扱通知4の3の2(11))

したがって、設問の配当金はいずれも受取利子に該当しません。

----- 利用分量配当金（法人税法第61条） -----

組合の行う配当のうち組合の事業を利用した分量に応じて行う配当は、損金に算される、という制度～

留意点

組合員が当該年度において組合事業を利用したことによって生じた剰余金の配当に限られ、不動産の売却益や員外利用によって生じた利益は対象にならないこと。

損金算入は、経理処理によらず、剰余金処分案に定款規定にもとづき計上し、税務申告より申告書別表「九」「四」を記載することによってなされる。

～ 申告調整により損金算入～

Q 6 遅延利息の取扱いについて

当社は得意先からの売掛金回収時、約定期日に入金されない場合には遅延利息を請求し、受取利息としてで計上しています。この場合、純支払利子の受取利子になりますか。

例 約定期日 1/31 入金日 2/10 売掛金 1千万円  
 $1\text{千万円} \times 2.375\%(\text{短プラ+}) \times 11\text{日} \div 365\text{日} = 7,157\text{円}$

A 遅延損害金(借入金の返済が遅れた場合に、遅延期間に応じて一定の利率に基づいて算定した上で支払うものをいう。)は、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。こと。(取扱通知4の3の8)

したがって、設問の受取利息は遅延損害金と解されますので、受取利子として取り扱うこととなります。

## 純支払賃借料

**Q 1** 建設業を営む傍ら、賃貸マンション・賃貸駐車場（立体駐車場）を営んでいます。この賃貸収入は支払賃借料より控除して計算されるのでしょうか。又計算されるとして、純支払賃借料が になった場合はどうするのですか。

**A** 純支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋(これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備を含みます。)を使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。

したがって、賃貸マンション・賃貸駐車場（立体駐車場）の賃貸収入(契約期間等が連続1月以上の金額)は、受取賃借料に含み支払賃借料から控除します。この場合「マイナス」となった場合は純支払賃借料は零とします。

(取扱通知4の1の1、4の4の3、4の4の8)

**Q 2** 従業員が1月以上の出張で旅館等を利用した場合の宿泊料は支払賃借料となるか。(食事代との区分は)

利用料金が1泊7,000円(食費込)で1月以上利用した場合の支払賃借料の算定方法。(当社では旅館等の手配は従業員が直接行い、後日旅費として支払う。)

**A** 純支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋(これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備を含みます。)を使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。(法72の17、取扱通知4の4の3)

設問の場合「出張旅費」とされているため、支払賃借料には含まれません。

なお、旅館等の部屋を法人が借上げた場合は、使用又は収益できる期間が連続して1月以上の場合は、支払賃借料に含むこととなり、食事代金と施設利用代金が明確かつ合理的に区分できれば食事代金は除くこととなります。(取扱通知4の4の3、4の4の5)

また、旅費については、所得税では、勤務する場所を離れてその職務を遂行するために旅行した場合、転職に伴う転居のために旅行した場合、就職若しくは退職したもの又は死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合には、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品は非課税とされています。(所基通9-3) したがって、これらの範囲の旅費については、報酬給与額とならないこととなります。

**Q 3** A 法人が駐車場のために B から土地を賃借している。その土地の上には「アスファルト敷とフェンス」があり、これについては C 法人の償却資産です。

A 法人は「アスファルト敷とフェンス」を C 法人から賃借している場合、「これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備」ではあるが、「アスファルト敷とフェンス」部分の契約が駐車場本体の契約と一体となって取引されていると認められるのか。

また、取扱通知4の4の1のただし書き部分は「アスファルト敷、フェンス」部分と「土地」を同じ者から賃貸借する場合の取扱いと解してよいか。

**A** 設問の場合「一体となって取引される」とは解されないので「アスファルト敷とフェンス」部分は純支払賃借料・純受取賃借料には含めないこととなります。  
(取扱通知4の4の1)

取扱通知4の4の1のただし書き部分は、お見込のとおりです。

【例 1】 A  B (土地)

C (アスファルト・フェンス)

・ A が土地を B、アスファルト・フェンスを C から賃借していることから、アスファルト・フェンス部分は純支払賃借料の対象としない。

【例 2】 A  B (土地)

B (アスファルト・フェンス)

・ A が土地とアスファルト・フェンスを B から賃借しているが、契約が別個の場合は、「取扱通知4の4の1のただし書き」により、純支払賃借料の対象とする。

**Q 4** 「荷物の保管料については・・・」(取扱通知4の4の8(5))の項について、当社が製造した製品を運送業者に委託して倉庫で保管管理してもらっている場合、保管料は対象になりますか？

もし対象となる場合、保管料と荷役料を区分していれば荷役料は対象外にすることができますか？

「荷物の保管料」に製品の保管は含まれるのでしょうか？

含めるとすれば保管料を支払賃借料に含め、荷役料は含めない処理にしたいと思っています。

・ 物流業務取引基本契約書

A 配送センター 保管料金と荷役料金等の区分有

B 配送センター 保管料金と事務処理料金等の区分有

**A** 製品の保管については、契約等において1月以上預け、一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められる場合には支払賃借料に含めることとなります。

また、設問の場合は契約書において、A 配送センター及び B 配送センターの料金は、いずれも保管料金と荷役料金等が明確かつ合理的に区分されているので、保管料金のみが支払賃借料の対象となります。  
(取扱通知4の4の5、4の4の8(5))

## 単年度損益

**Q 1** 付加価値額は収益配分額と単年度損益との合計額とのことですが、欠損の場合は収益配分額から減算できるのですか。また、収益配分額よりも欠損金額が多くて減算しきれなかった金額は、翌期の付加価値額から控除できるのですか。

**A** 単年度損益がマイナスの場合には、当該収益配分額から単年度損益の金額を減算して付加価値額を計算します。単年度の損失が大きく、付加価値額がマイナスとなる場合には、付加価値額は当該事業年度の付加価値割額はゼロとなります。しかし、付加価値額のマイナス分については、付加価値額は当該事業年度における事業活動の規模を表すものであることから、翌期以降の付加価値額から控除することはできません。

## 資本割

**Q 1** 資本金の金額の算定について、当社では資本金のうち普通株式と配当優先株式に分かれています。  
この場合、両方とも資本金としてカウントするのでしょうか。

**A** 資本等の金額とは、法人の資本の金額又は出資金額と資本積立金又は連結個別資本積立金額との合計額とされています。資本積立金額及び連結個別資本積立金額とは、株式の発行価額のうち資本に組み入れられなかった金額などの合計額で、法人税法に規定されているものです。

(法72の21、法人税法21の2の )

したがって、普通株式と配当優先株式のどちらも資本の金額となります。

**【参考】**

株式は普通株式と優先株式に分類することができます。

通常、売買する株式は普通株式で、この株式の場合、株主としての経営参加権の内容には特に制限がありません。一方、優先株式は、普通株式よりも優先的に配当や残余財産を受け取る権利を持ちます。例えば、会社の業績が悪くなって普通株式には配当を支払えなくなった場合でも、優先株式にはなるべく優先的に配当が支払われます。しかしながら、優先株式には議決権がありません。つまり、優先株式に投資すれば、経営参加権を放棄する代わりに、普通株式よりも優先的に配当を受け取ることができます。

# 申告納付

**Q 1** 外形対象法人の解散後の申告について、下記の申告の場合各割の申告はどうなりますか。

- 清算予納申告 (第8号様式)
- 残余財産分配予納申告 (第9号様式)
- 清算確定申告 (第9号様式)

**A** 清算予納申告については、当該事業年度の付加価値割及び所得割を解散していない法人の付加価値割及び所得割とみなして(清算所得ではない)、付加価値額及び所得割額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から2月以内に申告納付を行うこととされています。(法72の29、取扱通知6の15(3))

この場合の税率は、所得割7.2%(軽減税率適用あり)、付加価値割0.48%とされ、所得に係る所得割のみが、清算所得に係る所得割の予納として取り扱われることとされています。(法72の24の7、72の29、取扱通知6の15)

なお、清算法人については、資本等の金額はないものとみなされることから、資本割を申告納付する必要はありません。(法72の21 ただし書き、72の29、取扱通知6の15(2))

残余財産の一部を分配しようとするときは、分配の日の前日までに、清算所得に係る所得割を申告納付することとされ、税率は7.2%となります。(法72の30)

この場合、申告納付された所得割は「清算所得に係る所得割の確定申告納付」の予納として納付されるものとされています。

残余財産が確定した日の属する事業年度については、その確定した日から1月以内に清算所得に係る所得割を申告納付することとされ、税率は7.2%となります。(法72の24の7、72の31)

なお、付加価値割及び資本割の申告納付は必要ありません。(法72の21 ただし書き、72の31、取扱通知6の15(2)・(3))

	所得割	付加価値割	資本割	所得割の税率
清算予納申告			×	7.2%(軽減税率適用あり)
残余財産 分配予納申告		×	×	7.2%
清算確定申告		×	×	7.2%

## Q2 新潟県における徴収猶予の適用要件はどのようなものですか。

**A** 新潟県における適用要件は次のとおりです。

### 1 対象法人の具体例

#### (1) 3年以上連続して所得がない法人

次のアからエまでのすべての要件を満たす法人であること。

ア 今後経営改善が見込まれる3年以上連続して所得のない法人で、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 会社更生法第2条第1項に規定する「更正手続」を行っている法人
- (イ) 民事再生法第2条第4号に規定する「再生手続」を行っている法人
- (ウ) 私的整理に関するガイドラインに基づく「再建計画」が成立している法人
- (エ) 株式会社産業再生機構法第22条に規定する「支援決定」を受けている法人
- (オ) 中小企業経営革新支援法第4条に規定する「経営革新計画」の承認を受けている法人
- (カ) その事業について著しい損失を受けた法人
- (キ) その他(ア)~(オ)に準ずると認められる法人

イ 納期限内に納付が困難と認められること。

ウ 徴収猶予申請時に県内に事務所・事業所を有し、徴収猶予期間中に県内に事務所・事業所を有すると見込まれること。

エ 県税に未納がないこと

#### (2) 創業5年以内で所得がない法人

次のアからエまでの全ての要件を満たす法人であること。

ア 創業5年以内の法人で、著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っているものとして、次のいずれかに該当する場合

- (ア) 特許法第51条に規定する出願公告又は同法第66条の規定による特許権の登録がなされ、当該特許に係る技術等を利用した事業活動を行っている法人
- (イ) 実用新案法第13条の規定によって準用される出願公告又は同法第14条の規定による実用新案権の登録がなされ、当該実用新案に係る技術等を利用した事業活動を行っている法人
- (ウ) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第4条に規定する「研究開発等事業計画書」の認定を受けている法人
- (エ) 中小企業経営革新支援法第4条に規定する「経営革新計画」の承認を受けている法人
- (オ) 新技術等に基づく創造的事業として、県又は財団法人にいがた産業創造機構の助成金等を受けている法人
- (カ) 創業支援に係る県の中小企業制度融資を受けている法人
- (キ) その事業について著しい損失を受けた法人
- (ク) その他(ア)~(カ)に準ずると認められる法人

イ 納期限内に納付が困難と認められること。

ウ 徴収猶予申請時に県内に事務所・事業所を有し、徴収猶予期間中に県内に事務所・事業所を有すると見込まれること。

エ 県税に未納がないこと

### 2 担保の徴収

法第16条第1項に掲げる担保(国債、地方債、社債その他の有価証券、土地等)の提供を必要とすること。

### 3 申請期限

申告納付期限までに、申告書と併せて徴収猶予申請書を提出すること。

**Q3** 外形標準課税の対象となる法人は、住民税(法人県民税)の中間申告もあわせて必ず行う必要がありますか？

**A** 外形標準課税の対象となる法人の事業年度の期間が6月を超える場合については、中間申告納付(前事業年度実績に基づく法人事業税額又は仮決算に基づく法人事業税額の申告納付)が義務づけられていますが、法人税の中間申告を要しない法人には、住民税(法人県民税)の中間申告納付をあわせて行う必要はありません。